

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	病院事業局 管理部 経営管理課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項1－1</p> <p>経営改善計画では、経常収支での黒字化を念頭に、毎事業年度の医業収支計画値を算定している。</p> <p>その中で、医業収益の計画値が「1日当たり入院収益」（単価）と「1日当たり入院患者数×稼働日数」（数量）との積と概ね整合する形で計算されており、「病床稼働率」も「病床数」と「1日当たり入院患者数」との対応関係で、目標値（75%以上）が当初設定されたように見受けられる。</p> <p>ところが、経営改善計画年度中である令和2年度に市民病院の一般病床数が削減されたにも関わらず、病床稼働率の目標値が変更されていないままであった。削減後の病床数に当初の病院稼働率を乗じた場合、その積である「1日当たり入院患者数」は当初目標から減少するため、仮に目標値を達成したとしても経営改善計画の医業収益を達成できず、目標値が計画と整合しないままとなっていた。</p> <p>目標値の設定においては、前提条件（病床数等）の変動に応じた見直しを行う必要があると考えられる。</p>
措置状況	<p>経営改善計画における前提条件と目標値の不整合については、監査対象年度である令和5（2023）年度を計画期間に含む「富山市病院事業経営改善計画（2020～2023年度）」において、計画期間中の状況の変化によりご指摘の状況が生じていましたが、後継の計画である「富山市病院事業経営改善計画（2024～2025年度）」では、令和2（2020）年度に行なった病床削減を含む内外環境の変化を踏まえた目標値の設定を行っております。</p> <p>なお、今後につきましても、内外環境の変化により計画の前提条件が変わった場合は、適時適切に計画値の見直しを行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 経営管理課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項1 - 4</p> <p>経営改善計画は「第1章 基本方針」「第2章 行動計画」「第3章 財務・各経営指標」で構成されており、このうち「第2章 行動計画」が毎年更新されている。このうち、基本方針に記載された【達成すべき事項】に関して、実施の進捗状況の確認や計画と実績との比較、当該比較を踏まえた次の計画への反映の要否検討の議論の状況を議事録の閲覧により確認したが、少なくとも2023年度（令和5年度）に開催された経営管理会議（※）・経営改善委員会にて、これらについて網羅的に議論された形跡がなかった。</p> <p>例えば、経営改善計画では「業務委託の見直しによる委託費の削減」が施策として掲げられ、【達成すべき事項】として「委託業務の洗い出しと内容の整理及び見直し」「委託費の削減」が記載されていたが、監査対象年度である2023年度（令和5年度）の経営管理会議や経営改善委員会で進捗が検討され、施策の達成や次の経営改善計画へのフィードバックがなされた形跡はなかった。</p> <p>経営改善計画は、総務省が発出したガイドラインに基づき策定されたものであり、その計画に掲げられた施策は、今後の病院経営を踏まえた重要なものであることから、施策に関する議論を網羅的に行うべきであると考えられる。</p> <p>※経営管理会議は、病院内のメンバーで構成されており、毎月開催される会議である</p>
措置状況	<p>監査対象年度の令和5年度の経営改善委員会等では、タスクフォースの取組状況や新規計画（公立病院経営強化プランや次期経営改善計画）の策定に関する審議など、他に優先すべき議題が多数あったことから、時間的な制約上、現行計画の進捗状況等について網羅的に報告や審議を行うことが例外的に出来ておりませんでしたが、令和6年度の経営改善委員会等では、令和4年度以前と同様に、現行計画の進捗状況等について報告及び審議を行いフィードバックを行っております。</p> <p>今後も、引き続き、経営改善委員会等における計画の進捗状況等の審議を踏まえ次の行動計画に繋げるなど、PDCAサイクルの着実な実施に努めてまいりたいと考えております。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	病院事業局 管理部 経営管理課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項1 - 5</p> <p>経営改善計画のうち、行動計画に定めた実施項目（施策）やそれを具体化したタスクフォース（TF）については、各会議体において実施状況に関する報告がなされている。</p> <p>しかし、令和5年度に関しては、タスクフォースの取組状況や新規計画の策定に関する審議等の他に優先すべき議題が多数あったことから、未達成事項の具体的な原因分析や、当該原因を次回の計画にどのように反映させるかについて、各会議で十分に検討できない状況であった。（なお、令和4年度以前は経営改善委員会等で施策の進捗状況等に関する確認が実施されていた。）</p> <p>今後は、毎年度の審議において経営改善計画に掲げた施策について、その達成状況及び次の計画に向けたフィードバックを行うべきである。</p>
措置状況	<p>監査対象年度の令和5年度の経営改善委員会等では、タスクフォースの取組状況や新規計画（公立病院経営強化プランや次期経営改善計画）の策定に関する審議など、他に優先すべき議題が多数あったことから、時間的な制約上、現行計画の進捗状況等について網羅的に報告や審議を行うことが例外的に出来ておりませんでしたが、令和6年度の経営改善委員会等では、令和4年度以前と同様に、現行計画の進捗状況等について報告及び審議を行いフィードバックを行っております。</p> <p>今後も、引き続き、経営改善委員会等における計画の進捗状況等の審議を踏まえ次の行動計画に繋げるなど、PDCAサイクルの着実な実施に努めてまいりたいと考えております。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 市民病院 医事課 まちなか病院 総務医事課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項 2-3</p> <p>両病院において、窓口で収納した患者負担分等の現金は、翌日に出納取扱金融機関に入金された時点で初めて会計処理され、決算末日においてもその調整が行われていない。</p> <p>これにより、決算末日時点での病院の財政状態を正確に表示すべき貸借対照表において、現金預金が過少、未収金については過大に表示されている。年度内の日々の処理は現状のままで構わないが、正しく貸借対照表を作成するためには、決算末日で収納した現金については、当日の現金収納及び医業未収金の回収として決算整理を行う必要がある。</p>
措置状況	両病院とも令和6年12月より、毎月末営業日に窓口で収納した患者負担分等の現金を当日付で現金収入とする会計処理に変更しました。

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 市民病院 医事課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項 2－5</p> <p>窓口で患者負担分を収納した場合、「納入通知書兼領収書」が患者に対して発行される。</p> <p>診療報酬の計算を誤った場合には、医事会計システムにおいてデータを削除することはできず、再計算をする場合には、元のデータを書損扱いとする。</p> <p>まちなか病院においては、書損扱いのデータを一覧で表示し、それに対応する納入通知書兼領収書と照合している。</p> <p>これは、窓口の現金収納担当者が、患者から現金を預かっておきながら医事会計システム上のデータを書損扱いとすれば現金の着服が可能なところ、書損となつた領収書が手元にきちんと保管されていることを確認することで、当該着服を防止することができ一般的な方法でもある。</p> <p>一方、市民病院では、医事会計システムから書損データは出力できるが、書損となつた納入通知書兼領収書は保管しておらず、書損データの一覧との突合を実施していないため、書損処理を悪用した現金の横領が可能な状況となっていることから、不正を防ぐ仕組みを構築されたい。</p>
措置状況	<p>令和7年3月診療分から書損処理した納入通知書と書損リストの突合を行うことに運用を変更しました。</p> <p>納付書の発行履歴があるが納付書が回収されていない場合、医事会計システムの収納画面で書損理由を探り、不自然な書損ではないかを確認しています。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項3－1</p> <p>市民病院の医薬品購入単価契約において随意契約を行っているが、決裁承認にあたり地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を根拠としているが、正しくは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約であった。</p> <p>随意契約は特定の事業者を選定の上、契約締結を行う契約方法であり、入札と比較し手間やコストがかからないメリットがある一方で、事業者選定や価格の妥当性が不透明になりやすく官民の癒着や不正が生じやすいというデメリットがある。随意契約締結の妥当性や透明性を確保する観点から、決裁承認に際し、随意契約締結の根拠を法令等に当てはめ、適切に判断する必要がある。</p>
措置状況	<p>本契約については、著しく多数にわたる医薬品の品目の納入者を全て競争入札で決定することは実務的に困難であることから随意契約（見積合わせ）としているものです。令和7年度分の契約からは、本契約への随意契約の適用に当たって決裁文書に記載する根拠法令を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に改めました。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	病院事業局 まちなか病院 総務医事課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項3－2</p> <p>まちなか病院において、期末の実地たな卸が行われておらず、理論上の受払管理簿に基づいて期末たな卸資産が計上されている。財務規定に従って、期末の実地たな卸を実施すべきである。</p>
措置状況	<p>令和6年度分の実地たな卸を令和7年3月に実施しました。</p> <p>今後も、年度末にたな卸資産の受払に関係のない職員を立ち会わせるなど、病院事業局財務規程に則って確実に実施します。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 経営管理課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項4-1</p> <p>監査手続で抽出した取引の裏付資料を閲覧したところ、講演した講師への謝金に加えて交通費の実費支給を行った際に、所得税の源泉徴収の対象を「謝金」のみとし、交通費の実費支給分にかかる所得税が源泉徴収されないままとなっていた。</p> <p>所得税法204条第1項では、源泉徴収の対象となる報酬等の範囲が定められ、当該謝金は源泉徴収の対象になると解されるが、所得税法基本通達204-2及び同204-4を踏まえると、報酬の支払をする者（富山市病院事業局）が「役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用」を負担した場合には、報酬の支払をする者が直接交通機関等に支払うときを除き、当該費用についても源泉徴収を行うべきものを解される。</p> <p>そのため、富山市病院事業局では、謝金のみでなく、講師に支払った交通費からも所得税の源泉徴収を行うべきであつたと考えられる。</p>
措置状況	指摘を受けた以後については、講師へ実費支給する交通費からも源泉徴収を行っているところであり、今後も所得税法等に基づき、適切に対応してまいりたい。

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項4－5</p> <p>「リネン洗濯業務委託」（市民病院 契約期間：令和5年4月から令和6年3月まで単価契約（委託料年間実績：32,918千円（消費税込））は、随意契約により契約が締結されていた。具体的には、病院管理者を含む承認を経て、入札によらず随意契約（「見積り合わせ」による決定）となったものである。</p> <p>この点、市民病院が委託業務の締結を行うにあたっては「富山市病院事業の契約に関する規程」に準拠することになり、当該規程の実質参照先である「富山市契約規則」第20条において、随意契約の締結が可能な予定金額が定められている以外に、随意契約を認める例外的な規定はない。また、富山市病院事業が準拠すべき地方公営企業法施行令第21条の13では、随意契約によることができるケースが掲げられているが、本件委託業務はそれらのどのケースにも該当せず、本契約が随意契約に基づくことが認められる根拠が明らかではないと考えられる。</p> <p>本来「入札」を行うべき契約においては、当然に入札以外の方法に基づくべきではなく、富山市病院事業局での改善が求められる。</p>
措置状況	令和7年度の本契約は、4月分及び5月分は競争入札に付するまでの期間における準備契約として前年度の受託事業者と随意契約を締結し、6月分から3月分までは指名競争入札により契約を締結する方法に改めました。

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項5－2</p> <p>両病院の医用画像管理システムや読影レポートシステム等（以下、「PACS等」という）を統合し、病院間における画像・レポートの相互利用並びに連携強化のための環境整備を行う目的で、令和5年度に放射線画像管理システム等の導入（税抜金額：90,185千円）が行われている。仕様書を確認すると、まちなか病院にも装置の一部が導入されているが、固定資産台帳上は一式の資産として市民病院の資産として登録されている。</p> <p>区分・移動可能な最小単位を超えて、複数の固定資産を一括で登録する方法によった場合、将来においてその一部分の修繕や除却等を行う時に、対象となる資産の取得価額及び帳簿価額が判明しないため、修繕費として処理することの可否判断や固定資産の除却処理が適切に行えないこととなる。</p> <p>加えて、事業所別に減価償却費の管理を行う場合、当該減価償却費は事業所ごとに設置された固定資産に基づいて集計されることになるが、上記のような固定資産の台帳登録を行うと、他の事業所への移動を適切に反映できることから、事業所別の減価償却費の管理が困難になる。</p> <p>固定資産の台帳登録においては、区分・移動可能な最小単位で行う点、徹底すべきである。</p>
措置状況	令和6年度以降に取得した固定資産については、納入者から内訳書の提出を求め、区分・移動可能な最小単位ごとの機器名称、取得価額及び設置場所等を確認し、当該最小単位により固定資産台帳への登録を行うよう改めました。

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項5－3</p> <p>公営企業の会計原則として「資本取引」と「損益取引」の区分の原則があり、企業が支出を行った場合に、経営活動に及ぼす効果が一事業年度だけのものを「収益的支出」、支出の効果が長期間にわたるものを「資本的支出」と明確に区分することが必要である。なお、「収益的支出」はその年度の費用とし、「資本的支出」は主として資産の取得として取り扱われる。実務的にはその区分が困難であることから、収益的支出及び資本的支出の区分基準を内部で策定し、事務処理を行うことが考えられる。</p> <p>この点、富山市病院事業局では、収益的支出及び資本的支出の区分基準が策定されておらず、監査の過程でサンプル抽出した資料を確認したところ、以下のエラーが発見された。</p> <p>抽出サンプル：市民病院の手術滅菌管理課外洋式化修繕工事 4,700千円</p> <p>仕様書を確認すると当該工事は、手術滅菌管理課外の和式トイレを洋式化するために行われたものである。洋式トイレへの改修については、洋式便器の取替工事等も伴う工事のため、一般的には固定資産の価値を高め、質的な向上を伴うものであり、洋式トイレへ改修した当該工事の支出は、資本的支出として資産計上すべきものと考えられる。</p>
措置状況	<p>これまで修繕工事を実施するに当たり、収益的支出及び資本的支出の区分基準を設けていなかったため、施設の維持管理に係る予算執行を適切に行うことの目的として、令和7年4月に基準を策定しました。</p> <p>本基準はフローチャート形式になっており、資産価値の向上の有無や支出額等に応じて分類し、修繕費（収益的支出）と工事請負費（資本的支出）を区分できる構成についています。今後はこのフローチャートに沿って、適正に会計処理を行ってまいります。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項5－5</p> <p>両病院において、固定資産の除却漏れが発見された。</p> <p>市民病院において、「その他無形固定資産」として計上されている「生理検査システム更新業務委託」の見積書の中に、既存サーバーからのデータ移行及び旧ハードウェアの撤去の旨の記載があるが、「固定資産除却伺」の中には生理検査システムの除却が記載されておらず、固定資産の除却漏れとなっている。</p> <p>契約出納課では、年に一度固定資産の除却漏れがないか確認する目的で、各課へ資産リストを配布の上、除却資産の照会を行っているが、その際に本件システムの所管異動がリストに反映されていなかったことが今回の資産除却漏れにつながった。</p> <p>そのため、今後、各課に資産除却漏れの照会を行う際には、リストの網羅性や正確性を確認したうえで実施する必要がある。</p> <p>また、まちなか病院において、現物実査を実施したところ、平成31年4月に取得し、令和5年度までに除却された眼底カメラの除却漏れがあった。まちなか病院では、各部署及び診療科への固定資産の除却確認が行われておらず、そのことが除却漏れの看過につながっていると考えられる。</p> <p>今後は、各部署及び診療科から、除却情報を網羅的に報告してもらう仕組みを構築する必要がある。</p>
措置状況	<p>ご指摘のあった生理検査システム及び眼底カメラについては、令和6年度末で固定資産の除却処理を行いました。</p> <p>システムや医療器機等の物品購入の際には、担当所属から撤去資産の有無及びその内容について報告を受ける運用に改めました。</p> <p>今後とも、各所属所管の固定資産について網羅的に除却情報の報告を受けることができるよう、適切に事務を行ってまいります。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 まちなか病院 総務医事課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項5－7</p> <p>市民病院では、年に一度固定資産の現物実査がなされているが、まちなか病院では実施されておらず、固定資産の現物管理の方法として不十分な対応である。富山市病院事業局財務規定第84条には、主管の長は、善良な管理者の注意をもつて固定資産の管理を行わなければならない旨の定めがあることから、固定資産の廃棄漏れや紛失防止等の目的で現物実査を実施することが考えられ、まちなか病院においても市民病院同様に、年に一度は現物実査を行うよう市民病院とルールを統一する必要がある。</p>
措置状況	<p>令和6年度分の固定資産の現物実査を令和7年3月に実施しました。 今後も市民病院と同様、年度末に確実に実施します。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 市民病院 医事課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項 7-1</p> <p>決算書に計上されている貸倒引当金は、地方公営企業会計基準と整合していない。特に、複数の貸倒実績のある市民病院において、貸倒実績率の計算が行われていない。</p> <p>通常の未収金に対しては、市民病院全体で、貸倒実績率を計算したうえで貸倒引当金を計上すべきであり、貸倒実績率算定にあたっては、地方公営企業会計基準見直しQ&amp;A や公営企業会計基準適用の会計業務に関するQ&amp;A 集に記載の方法によるべきである。</p> <p>また、債務者が死亡した場合等、他の債権より明らかに貸倒れリスクが高くなったことを把握できる債権については、個別に回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上すべきである。</p>
措置状況	<p>令和7年度より、貸倒引当金を貸倒実績率（不納欠損額割合の3か年の平均）から算出する方法に変更しました。</p> <p>また、債務者が死亡した場合等、個別に回収可能性を調査・検討し、不納欠損処理後に貸倒引当金を計上しています。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項7-3</p> <p>令和5年度末日現在の貸借対照表に計上されている貯蔵品は62,464千円、資産合計は12,468,988千円であり、資産合計に占める貯蔵品の割合は0.5%である。</p> <p>また、医薬品の性質上、短期間に費消されることは推定されるし、使用期限が経過した医薬品は廃棄されている。</p> <p>したがって、貯蔵品に低価法による評価を行うことは重要性に乏しく、費用対効果の観点から、その意義も小さいと考えられる。</p> <p>以上から、貯蔵品の評価にあたり、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法を行っていないことに関しては、一定の合理性が認められる。</p> <p>ただし、注記における貯蔵品の評価に関する会計方針には「原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）」と記載されており、実態と異なっていることから、注記文言を訂正すべきである。</p>
措置状況	<p>たな卸資産の評価に関する注記について、実態と異なっていた注記文言を修正し、令和6年度決算書から簿価切下げに係る記述を削除しました。</p> <p>今後の決算においても、注記を適切に行ってまいります。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項7-4</p> <p>「富山市病院事業局財務規程」第99条第2項においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じて会計処理を行う旨が規定されているが、病院事業には、地方公営企業法施行規則第55条第1号の規定により、中小規模企業に対する特例措置（所有権移転外ファイナンス・リース取引は通常の賃貸借取引にかかる方法に準じて会計処理を行うことができるという例外規定）が認められていない。</p> <p>したがって、富山市病院事業局財務規程第99条第2項の規定は地方公営企業法施行規則に違反している。</p>
措置状況	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理について、令和6年度末に「富山市病院事業局財務規程」のリース会計処理に係る規定を適正な内容に改正しました。</p> <p>また、令和6年度決算書の作成に当たり、誤って賃貸借処理としていた取扱いを、リース会計処理に改めました。</p> <p>今後もリース会計処理を適正に行ってまいります。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式1（別紙）

令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課																																										
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項7-5</p> <p>【指摘7-4】に記載のとおり、富山市病院事業局財務規程第99条第2項は、地方公営企業法施行規則に違反している。</p> <p>したがって、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円超の所有権移転外ファイナンス・リース取引があつても、リース資産及びリース債務の貸借対照表計上が行われていない。なお、令和5年度末において、貸借対照表に計上すべきリース資産を試算した結果は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>(金額単位:千円)</caption> <thead> <tr> <th>リース物件</th> <th>リース料 (月額)</th> <th>残回数</th> <th>リース 資産</th> <th>リース 債務</th> <th>固定負債</th> <th>流動負債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内視鏡機器</td> <td>1,211</td> <td>12</td> <td>14,536</td> <td>14,536</td> <td>—</td> <td>14,536</td> </tr> <tr> <td>内視鏡機器</td> <td>221</td> <td>24</td> <td>5,295</td> <td>5,295</td> <td>2,648</td> <td>2,648</td> </tr> <tr> <td>内視鏡機器</td> <td>278</td> <td>16</td> <td>4,442</td> <td>4,442</td> <td>1,111</td> <td>3,332</td> </tr> <tr> <td>内視鏡機器</td> <td>164</td> <td>39</td> <td>6,387</td> <td>6,387</td> <td>4,422</td> <td>1,965</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>30,660</td> <td>30,660</td> <td>8,180</td> <td>22,480</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：リース料総額をリース資産として計上し、減価償却費はリース期間定額法、利息相当額はなしとする方法によつて簡便的に試算している</p> <p>実際の会計処理では、リース取引の重要性判断に即した算定が必要となる。</p>	リース物件	リース料 (月額)	残回数	リース 資産	リース 債務	固定負債	流動負債	内視鏡機器	1,211	12	14,536	14,536	—	14,536	内視鏡機器	221	24	5,295	5,295	2,648	2,648	内視鏡機器	278	16	4,442	4,442	1,111	3,332	内視鏡機器	164	39	6,387	6,387	4,422	1,965	合計			30,660	30,660	8,180	22,480
リース物件	リース料 (月額)	残回数	リース 資産	リース 債務	固定負債	流動負債																																					
内視鏡機器	1,211	12	14,536	14,536	—	14,536																																					
内視鏡機器	221	24	5,295	5,295	2,648	2,648																																					
内視鏡機器	278	16	4,442	4,442	1,111	3,332																																					
内視鏡機器	164	39	6,387	6,387	4,422	1,965																																					
合計			30,660	30,660	8,180	22,480																																					
措置状況	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理について、令和6年度末に「富山市病院事業局財務規程」のリース会計処理に係る規定を適正な内容に改正しました。</p> <p>また、令和6年度決算書の作成に当たり、誤って賃貸借処理としていた取扱いを、リース会計処理に改め、リース資産及びリース債務を貸借対照表に計上しました。なお、通常の売買取引に係る方法に準じてリース会計処理を行ったため、未経過リース料相当額の注記は記載不要としました。</p> <p>今後もリース会計処理を適正に行ってまいります。</p>																																										

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項7-7</p> <p>地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針では減損の兆候が4つ例示されているが、当該減損の兆候の有無に関する検討がなされていない。</p> <p>今後は、毎年度末に減損の兆候の有無についての検討を行い、この検討過程及び結果について、病院事業局内において意思決定する際の起案文書の中で文書として記載するべきである。</p>
措置状況	<p>令和6年度事業において減損の兆候の有無を確認した結果、兆候は見られたものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ると見込まれることから、減損損失を計上すべき資産はないと判断しました。</p> <p>また、令和6年度決算書の作成に当たり、上記の理由から「減損損失を認識していない」旨の内容を記載しました。</p> <p>今後、年度末に減損の兆候について確認を行い、その結果に応じた対応をしてまいります。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項7－8</p> <p>セグメント情報注記における「設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産の増加額）」は、市民病院が△272,362千円、まちなか病院19,130千円、合計△253,232千円となっており、設備投資額がマイナスの記載となっている。</p> <p>セグメント情報の中の「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には、貸借対照表の固定資産増減額を記載しているが、少なくとも設備投資額がマイナスになることは生じ得ないことを考慮すると、例えば、固定資産明細表の当年度増加額のうち建設仮勘定からの振替分を除いた額と整合させる方法によるべきである（参考までに、当該方法により計算した額は市民病院が573,928千円、まちなか病院が32,326千円、合計で606,253千円となる）。</p>
措置状況	<p>令和6年度決算書からは固定資産明細表の当年度増加額のうち、建設仮勘定からの振替分を除いた額を記載する方法に改めました。</p> <p>今後も本方法により適切な数値を記載してまいります。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式1（別紙）

令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項7-9</p> <p>貸借対照表の「その他の資本剰余金」は、受贈財産評価額として表示すべきである。</p>
措置状況	<p>令和6年度決算書からは貸借対照表の「その他資本剰余金」を「受贈財産評価額」として表示を改めました。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項7-10</p> <p>地方公営企業会計基準に基づくと、受贈財産評価額は、贈与を受けた財産が土地等の非償却資産である場合に当該評価額を計上するものであり、贈与財産が償却資産であれば（資本剰余金ではなく）長期前受金に計上すべきである。</p> <p>この点、受贈財産のうち、構築物2,500千円が減価償却資産であることから、資本剰余金ではなく長期前受金に計上すべきであった。</p>
措置状況	<p>指摘のあった構築物2,500千円については、令和6年度末で償却資産への更正を行うとともに、令和6年度決算において当該資産に係る評価額を計上する科目を資本剰余金から長期前受金に改めました。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	病院事業局 管理部 契約出納課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項7-13</p> <p>富山市病院事業局の特定収入の使途の特定に誤りがあり、特定収入の算定は、適正に行う必要がある。なお、令和5年度は特定収入割合が5%以下であったため、結果的に納付する消費税額に影響はなかった。</p> <p>サンプル抽出した市民病院における「新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業補助金」133,844千円は、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して、処遇改善を行うために当該補助金の一部を用いることを当該補助金交付の条件として県から交付されたものであり、県への処遇改善内容の報告が要求されている。</p> <p>実績報告書の中には、新型コロナウイルス感染症対応に伴う処遇改善状況として、処遇改善に要した費用（人件費）1,354千円が記載されている。この他にも、令和5年度中に交付決定を受け、医療従事者に対して処遇改善を行うために用いられた金額は、総額で18,878千円となる。</p> <p>医療従事者に対して処遇改善を行うために用いられた補助金は、人件費（給与等）を使途としたものであり、人件費が「特定支出」に該当することとの対応関係から、「特定収入」には該当しない。富山市病院事業局はこの点（すなわち、特定支出に対応する補助金が特定収入には該当しないという関係性）を考慮せず、当該補助金の全額を「使途不特定の「特定収入」」として仕入税額控除の調整計算を行っていた。</p> <p>そのため、法令・交付要領等、「文書」で人件費への使途特定が可能なものは、「特定収入以外の収入」として、「特定収入」から除外する必要があった。</p>
措置状況	<p>消費税特定収入の使途特定方法の誤りについて、令和4年度及び令和5年度について、人件費充当分を不課税収入とし、残額を特定収入として按分計算する方法に改め、消費税の更正の請求を行いました。</p> <p>今後は、補助金の使途を要綱等により精査し、消費税計算を適正に行ってまいります。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。